

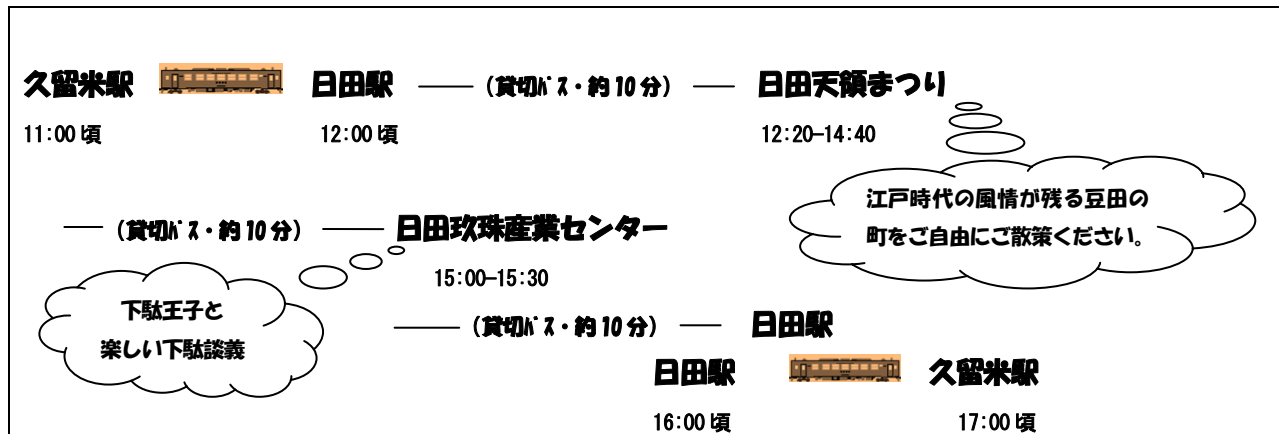
平成 26 年 10 月 10 日

「きもの de 列車旅」昭和の香り漂うノスタルジックな町日田 ～着物で巡る小京都～

着物を着用したお客さまのみご乗車できる初めての試みです。久留米の伝統、久留米緋と江戸時代の風情を残す天領まつり、天領時代から続く特産日田杉を使った下駄などを一本のレールで結ぶ企画です。車内では着物のファッションショーも実施し、終日「和」を楽しめるご旅行です。人気上昇中の下駄王子と呼ばれる今風のイケメン男子との下駄談義もお楽しみください。

着物のレンタルも行います。普段着物を着る機会がないお客さまの参加もお待ちしております。

- 1 名称 「きもの de 列車旅」昭和の香り漂うノスタルジックな町日田～着物で巡る小京都～
- 2 運転日 平成 26 年 11 月 9 日（日）
- 3 運転区間 久留米駅～日田駅
- 4 募集人員 80 名（最少催行人員：60 名）
- 5 お申込箇所 JR 九州旅行久留米支店
- 6 内容
(1) 旅行行程



(2) 旅行代金

- 久留米駅発 大人 3,330 円
※お食事は各自でお取りください。

(3) その他

- 着物のレンタルや着付けも出来ます。
 - ・ レンタル（着付け込み）3,000 円
 - ・ 着付け 1,000 円
- ※ お申し込みの際にご相談ください。



下駄王子

テレビなどで活躍中！下駄を普及させるため日夜頑張ってます！

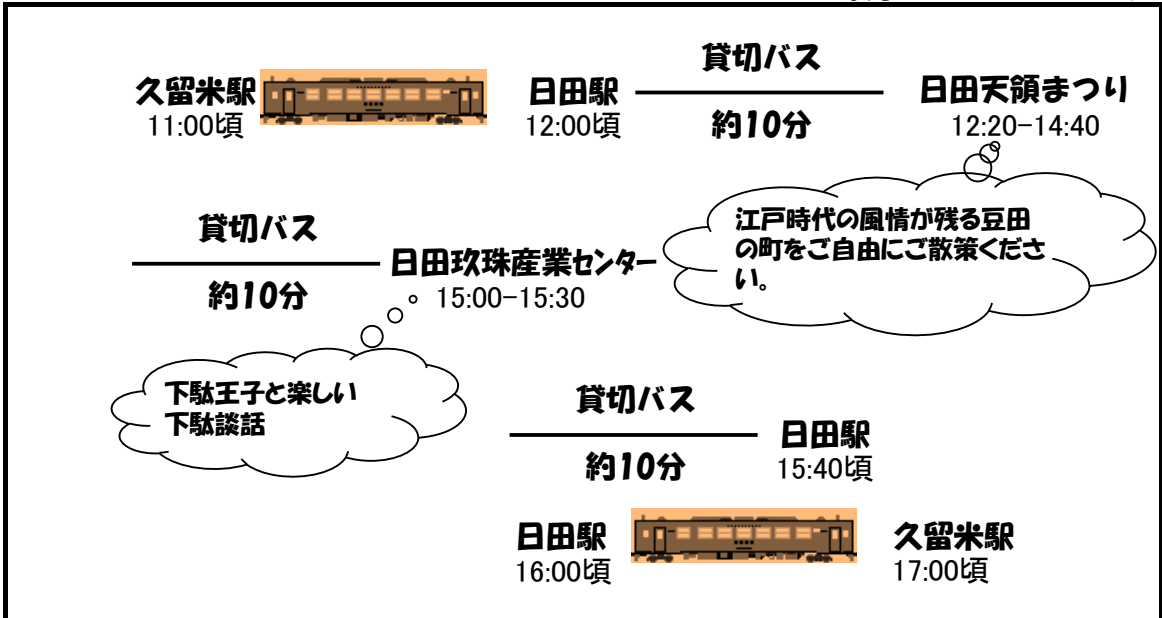
きものde列車旅

昭和の香り漂うノスタルジックな町日田 ～着物で巡る小京都～



- 出発日 **平成26年11月9日(日)**
- ご旅行代金 **3,330円** 久留米駅発 (添乗員同行します)
- 募集人員 **80名 限定 (最小催行60名)**

※食事はついていません。



着物の着付けが必要なお客さまは係員へお申し付けください。(1,000円)
着物をお持ちでないお客さまはレンタルも行います。事前に係員にお申し付けください。(3,000円;着付け込み)
レンタルについては、数に限りがございますのでお早めにお申し付けください。

連絡先: JR九州旅行久留米支店 0942-32-7306

日田天領まつり風景



日田天領まつりは、国選定重要伝統的建造物群保存地区であり、江戸時代の風情と現代の営みが調和する町、「豆田」を中心に開催されます。まつりでは、郡代の布政所（政を司った場所）があった月隈公園・丸山地区で、九州各地から様々な産品を集め当時のにぎわいを再現する「天領ひた食の乱」を開催。日田市内の食を始め、大分県下各市町村や友好交流都市である鹿児島県屋久島町からも出店しています。

日田・玖珠地域産業センター

日田下駄王子



下駄屋の3代目です。色々新しい事にチャレンジしながら日田下駄を普及させるために頑張ってます！オーダーメイドなんかも出来ますよ！

日田市を中心として周辺地域のその土地でしか手に入らないローカル色豊かな産品約2万点を取りそろえています。

お申込みのご案内（詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前にご確認の上お申し込み下さい。）

＜募集型企画旅行契約＞
この旅行は、九州旅客鉄道㈱(福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号観光庁登録旅行業第965号。以下「当社」といいます。)が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。又、旅行契約の内容条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件出発前にお渡りする確定書面及び当社旅行契約約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1. 旅行のお申し込み方法及び契約の成立について

- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金を添えてお申し込みいただけます。
- (2)お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
- (3)当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けます。この場合、当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金の支払を行っていただきます。この期間内にお申込金の支払がなされないときは、当社は予約はなかったものとして取り扱います。この場合もお申込金をいただいた時に旅行契約が成立したものと致します。
- (4)旅行規約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

2. 旅行代金のお支払い

(1)お申込金(お一人様)

旅行代金	1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上8万円未満	6万円以上
お申込金	2,000円	5,000円	10,000円	20,000円

(2)旅行代金は旅行開始日の前日から起算しさかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただけます。

3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス、または普通座席)宿泊費、食事代、取り扱い料金および消費税等の諸税、その他〇〇代金と表示するもの。上記費用はお客様の都合により、利用されなくても払戻しは致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

4. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料を申し受けます。

旅行契約の解除期日	取消料	
	宿泊付旅行	日帰り旅行
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行代金の20%	無料
①21日目に当たる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
②10日目に当たる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
③7日目に当たる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の40%	旅行代金の40%
④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑤旅行開始当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除、または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

但し、往復鉄道を利用する当社主催の商品については、15日目にあたる日以前の解除については、取消料は無料とします。

5. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けること(以下「通信契約」という)を条件に電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行のお申し込みを受け付ける場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります(受託旅行業者により当該取り扱いがでない場合があります。また取り扱いてるカードの種類も受託旅行会社により異なります)。

- 通信契約のお申し込みの際、会員はお申し込みをしようとする「主催旅行の名称」、「旅行開始日」「会員番号」、その他の事項を当社にお申し出いただきます。
- 通信契約による主催旅行契約は、当社が契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。
- 通信契約でのカード利用日は、会員又は当社が主催旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は減額または解除を行った旨をお客様に通知した日とします。
- 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当社は通信契約を解除し、左表の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金をお支払いいただいた場合はこの事項を当社にお申し出いただけます。

6. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は平成24年3月15日を基準としています。又、旅行代金は平成24年3月15日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

国内旅行傷害保険加入のすすめ、安心してご旅行をしていただくためお客様ご自身で保

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として、消費税が課せられます。

旅行 九州旅客鉄道株式会社

●お申し込み・お問い合わせ

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく下記の取扱管理者にお尋ね下さい。

観光庁長官登録旅行業第965号

九州旅客鉄道株式会社

JR九州旅行久留米支店

〒830-0022

久留米市城南町 2-21

電話0942-32-7306 FAX0942-32-4670

(一般社団法人)日本旅行業協会
総合旅行業務取扱管理者

戸畑嘉幸